

令和3年7月30日

令和3年度消費者志向経営優良事例表彰の実施について（募集）

消費者庁は、消費者志向経営の実施に取り組むことを自ら宣言（以下「消費者志向自主宣言」という。）するとともにフォローアップ活動を行った事業者が消費者志向自主宣言に基づいて行っている優れた取組を表彰し、もって消費者志向経営の推進を図ることを目的として、平成30年度から「消費者志向経営優良事例表彰」を実施しているところです。

第4回目となる今年度も昨年度に引き続き、消費者志向経営の活動の裾野を拡大するために特別枠を設け、消費者志向自主宣言又はフォローアップ活動を行っていない事業者も一定の条件の下応募いただけるようにいたします。また、今年度からは従来の1社のみ取組に限らず、複数の事業者による協働取組の表彰も行います。

つきましては、別紙のとおり「令和3年度消費者志向経営優良事例表彰」への応募を受け付けますので、御応募いただきますようよろしくお願いいたします。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）

担 当 : 田中、英、金子

電 話 : 03-3507-9177

メール : g.yuryojirei■caa.go.jp

（メール送信時に、■を@に置き換えて送信をお願いします。）

令和3年度消費者志向経営優良事例表彰応募要項

1. 令和3年度における応募対象事業者と応募枠

応募対象事業者については、以下 (A) (B) (C) の3種類に分類しています。

(A) 自主宣言済み・フォローアップ済み事業者

自主宣言及びフォローアップを公表し、いずれも消費者志向経営推進組織（以下「推進組織」という。）のウェブサイトに掲載されている事業者

(B) 自主宣言済み・フォローアップ予定事業者

応募時点で、自主宣言を公表し、それが推進組織のウェブサイトに掲載されており、かつフォローアップ結果が応募後1年以内に推進組織のウェブサイトに掲載されるよう取り組むことを予定している事業者

(C) 自主宣言予定事業者

自主宣言が応募後1年以内に推進組織のウェブサイトに掲載されるよう取り組むことを予定している事業者

上記 (A) (B) (C) の事業者の分類によって、応募できる枠（以下「応募枠」といいます。）が異なります。また応募枠については、1事業者での応募の場合と複数事業者での応募の場合とで異なり、詳細は以下のとおりです。なお、1社での応募枠と複数事業者での応募枠は併願可能です。

① 1事業者での応募の場合

【総合枠】

(A) 自主宣言済み・フォローアップ済み事業者

【特別枠】

(B) 自主宣言済み・フォローアップ予定事業者

(C) 自主宣言予定事業者

< 応募対象事業者と表彰の区分 >

表彰の区分	応募対象事業者	表彰の種類
総合枠 消費者を向いた経営 全体を見る表彰	(A) 自主宣言済み・フォローアップ 済み事業者	・内閣府特 命担当大臣 (消費者及 び食品安全)

		が行う表彰 (大臣表彰) ・消費者庁 長官が行う 表彰(長官表 彰)
特別枠 特定の領域での秀で た取組の表彰	(B) 自主宣言済み・フォローアッ プ予定事業者	・消費者庁 長官が行う 表彰(長官 表彰)
	(C) 自主宣言予定事業者	

②複数の事業者で応募する場合

【複数事業者協働取組枠】

(A) 自主宣言済み・フォローアップ済み事業者の1社以上参加は必須とするが、その他事業者は、(B) 自主宣言済み・フォローアップ予定事業者、(C) 自主宣言予定事業者いずれも応募可能。

協働する事業者の例としては、同業他社、異業種、サプライチェーン、自治体と事業者等が挙げられます。

※ ホールディングス内及び子会社、関連会社との協働での取組は本応募の対象外となります。

表彰の区分	応募対象事業者	表彰の種類
複数事業者協働取組 枠 複数の事業者による 秀でた協働取組の表 彰	(A) 自主宣言済み・フォローアッ プ済み事業者の1社参加は必須とす るが、その他事業者は、(B) 自主宣 言済み・フォローアップ予定事業 者、(C) 自主宣言予定事業者いづれ も応募可能。	・令和3年 度消費者志 向経営優良 事例表彰の 選考委員長 が行う表彰 (選考委員 長表彰)

2. 表彰の種類ごとの数

- (1) 内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)が行う表彰 総合枠による表彰を1件程度
- (2) 消費者庁長官が行う表彰 総合枠及び特別枠による表彰を5件程度

なお、特別枠による表彰を3件程度含むものとする。

- (3) 選考委員会の委員長が行う表彰 複数事業者協働取組枠による表彰を1件程度

3. 選考

(1) 選考方法

消費者志向経営に高い知見を持つ、消費者志向経営優良事例選考委員会（以下「選考委員会」という。）により、各賞の表彰候補を選定する。なお、事務局（消費者庁等）は、選考委員会の円滑な運営を行う。

(2) 選考基準

応募事業者の消費者志向経営の取組について、以下の項目を踏まえ、優れた取組を選考する。

項目	概要
理念・推進体制の構築 (各応募枠共通)	<ul style="list-style-type: none">・消費者志向経営の考え方や目標を理解し、企業理念に落とし込んでいるか。・消費者志向経営に経営トップが関わり、適切な推進体制が構築されているか。
双方向コミュニケーション (各応募枠共通)	<ul style="list-style-type: none">・コミュニケーションを通じて自社の目指す姿、取組に消費者からの共感を得ることを意識しているか。・消費者からの共感を取得、把握するための仕組みが構築されているか。
外部との連携性 (各応募枠共通)	<ul style="list-style-type: none">・顧客の考えやニーズの把握のため顧客以外の関係者（従業員や有識者等）から意見を収集する仕組み等があるか。・商品・サービスの提供及び社会課題の解決に向けて、顧客以外の関係者とのコミュニケーションや連携を行っているか。
経営に対する影響 (各応募枠共通)	<ul style="list-style-type: none">・消費者志向経営に関する取組を通じて、企業経営に財務的/非財務的に良い影響が出ているか。・未来に向けて、事業の継続性が担保されているか。
みんなの声を聴き、かついかすこ	<ul style="list-style-type: none">・"みんな"を主に現在の消費者（商品・サービスを利用又は商品・サービスに関与する主体）と捉え、

と	共に社会価値を向上させることを念頭に彼らの声を把握しているか。 ・把握した声を基に自社の商品・サービスの改良・開発にいかしているか。
未来・次世代のために取り組むこと	・主に未来の消費者（将来商品・サービスを将来利用又は商品・サービスに関与する可能性のある主体）に対して自社が目指す社会の姿を明確にし、それを実現する商品・サービスの開発が行えているか。 ・上記商品・サービスと目指す社会の姿を結び付け、消費者の行動変容を促すことで、社会・消費者・自社と Win-Win の関係が構築できているか。
法令遵守・コーポレートガバナンスを強化すること	・事業活動を行う上で、法令及び企業倫理を遵守しているか。 ・事業活動を行う上で、風通しの良い風土作りができているか。

（3）留意事項

表彰の種類にかかわらず、表彰された事業者が翌年度以降も応募した場合、当該事業者については、前回の応募後の取組内容を基に審査を行う。

なお、選考委員会において表彰候補となった応募事業者及び表彰候補として検討された応募事業者に対しては、選考の終了後、選考委員会からのコメントをフィードバックする予定。

（4）選考委員会

消費者志向経営に高い見識のある有識者により構成される。本年度の委員は、以下のとおり。

【選考委員会委員（予定）】

青木 孝太 公益社団法人日本青年会議所 副会頭
蟹江 憲史 慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
笹谷 秀光 千葉商科大学基盤教育機構教授
名和 高司 一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻客員教授（選考委員長）
半澤 智 日経 BP 社 ESG 経営フォーラム主任研究員
古谷 由紀子 サステナビリティ消費者会議代表
山口 真奈美 一般社団法人日本サステナブル・ラベル協会 代表理事

4. 応募方法

応募事業者は、応募に際して、応募期間内に応募フォームに以下の設問表をアップロードして提出すること。なお、設問表は以下の URL に掲載する。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/consumer_oriented_management/propulsion_organization/#commendation)

(1) 総合枠

- ・設問表①総合枠・特別枠用設問表

(2) 特別枠

- ・設問表①総合枠・特別枠用設問表

(3) 複数事業者協働取組枠

- ・設問表②複数事業者協働取組枠用設問表_自由記述（代表事業者分）
- ・設問表③複数事業者協働取組枠用設問表_各社回答（協働事業者分）

※②は代表事業者のみ記載。③は代表事業者以外の応募各社がそれぞれ記載すること。なお、応募フォーム提出時は②③を ZIP ファイルにまとめ、アップロードし、提出すること。

5. 応募期間

令和3年7月30日（金）から10月1日（金）まで

6. 提出方法

令和3年度消費者志向経営優良事例表彰応募フォームに設問表をアップロードして提出

(1) 総合枠・特別枠

<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1154>

(2) 複数事業者協働取組枠

<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1155>

7. 今後の予定

- ・令和3年10月上旬から同年内において選考
- ・令和3年度内に表彰式等を実施